

# 民事法律扶助の在り方に関する検討状況

令和5年2月 法務省大臣官房司法法制部

ひとり親を始めとする困難を抱える方々に寄り添ったより利用しやすい民事法律扶助を目指す

## 償還制等の現状

### ○ 償還に関する実績（令和3年度）

- 立替金額 : 約153億円（代理援助約150億円、書類作成援助約3億円）
- 償還免除金額 : 約52億円

### ○ 償還等に関する運用・実態

- 割賦償還 : 原則、最終後3年以内に償還（月々5,000円～1万円程度）  
ただし、金銭等を得ている場合は、支払うべき報酬額を差し引いた残額を一括即時償還
- 割賦償還額減額 : 経済状況に応じ、月々の償還額を減額
- 償還期間延長 : 経済状況に応じ、償還期間を延長
- 報酬支払方法 : 金銭を得た場合の報酬は、原則、その金銭の10%相当額を利用者から受任者へ直接支払
- 償還猶予 : 経済状況に応じ、一定期間償還猶予
- 償還免除 : ①生活保護受給者  
②①に準じる程度に生計困難であり、かつ、資力回復困難な者

見直し

見直し

一定のひとり親を追加

## 三者（法務省・日弁連・法テラス）勉強会による検討

令和4年6月～

- 民事法律扶助制度について、現行制度の課題や運用改善すべき事項等、総合法律支援の充実・強化に向けて検討すべき課題を実務者レベルで幅広く検討
- 特に要望の声が多いひとり親世帯への支援の拡充を優先的に検討

## ひとり親世帯への支援の拡充

### ○ 養育費を子のために確保するための方策

- 未払養育費・履行確認中の養育費の支払を受けた場合における償還  
【現行】 原則、支払を受けた養育費から一括即時償還  
【改正後】 原則、支払を受けた養育費からの一括即時償還を不要とし、割賦償還を維持
- 月々の養育費の支払を受けた場合における報酬支払  
【現行】 原則、法テラスによる立替えはなく、養育費の支払を受ける都度、その10%相当額を利用者から受任者へ直接支払  
【改正後】 原則、法テラスによる立替えとし、他の立替金と同様、法テラスへ割賦償還（受任者への直接支払不要）

養育費

子のための費用  
↓  
子のために確保

### ○ ひとり親世帯に対する償還免除の拡大

- 償還免除における資力回復困難要件該当者  
【現行】 高齢者、中度以上の障害者・その扶養者、疾病による長期療養者等  
【改正後】 義務教育対象年齢までの子を扶養しているひとり親を追加

ひとり親世帯

就労困難、教育費等継続的支出  
↓  
資力回復困難とし、償還免除要件緩和

令和5年1月末に取りまとめ

引き続き検討

## 現行制度の課題や改善事項の有無・内容等の検討

- 現行制度下における代理援助等利用困難事案への対応の要否・内容の検討
- データ収集・分析、アンケート調査、諸外国制度の調査・分析等に基づく課題・改善事項の洗い出し